

国連の概要

平成24年5月
国連企画調整課

1. 歴史

第二次世界大戦を防ぐことのできなかつた国際連盟の反省を踏まえ、新たな国際機構を設立するために、1945年4～6月に開催されたサンフランシスコ会議で国際連合（国連）憲章が起草され（6月26日調印、10月24日発効）、国連が正式に発足。日本は1956年12月18日、80番目の加盟国となった。

2. 目的

国連は、唯一の普遍的かつ包括的な国際機関であり、総会や安全保障理事会を始めとする諸機関の活動を通じ、国際の平和及び安全を維持するとともに、諸国間の友好関係を発展させ、経済的、社会的、文化的、人道的性質の問題や、人権に関する国際協力を達成することを目的としている。

3. 加盟国

国連は51か国で発足。その後、旧植民地等の独立により加盟国数は大幅に増加。近年では2011年に南スーダンが加盟し、加盟国数は現在の193か国となった。

4. 国連の主要機関と機能

総会は、全加盟国で構成され、憲章が規定する国連の活動範囲すべての事項について、討議・勧告を行う。

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負っている。日本は、最近では2009年1月から2年間の任期で、非常任理事国を務めた。

経済社会理事会は経済的、社会的、文化的事項等や人権等に関し討議・勧告を行う。

信託統治理事会は、最後の信託統治地域パラオが1994年10月に独立したことにより、その任務を実質上終了している。

国際司法裁判所（ICJ）は、国連の主要な司法機関として加盟国から付託された紛争を解決するほか、総会や安保理、国連機関からの要請に応じ、法律問題について勧告的意見を与える。

事務局は、事務総長を筆頭に、国連諸機関が決定した政策や活動を管理・実施する。

2005年9月の国連首脳会合で採択された国連の強化についての方向性を示す成果文書を踏まえ、同年12月に平和構築委員会（総会及び安保理への政府間諮問機関）また2006年には人権理事会（総会の下部組織）が設置された。

その他、国連システムの下で各種の専門機関や基金・計画等が設置されている。